鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県条例第83号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前

(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略

2 及び3 略

5 略

料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給す る場合においては100分の139、12月に支給する場合 においては100分の148を乗じて得た額に、6月1日 4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

別表第1(第2条、第4条関係)

区分		報酬又は給料の額		
知事	知事			1,395,000円
副知事			月額	984,000円
出納長	出納長			762,000円
教育委員会	委員·	長	月額	197,000円
の委員	委員	(教育長	月額	161,000円
	であ	る者を除		
	<.)		
選挙管理委	委員·	長	月額	148,000円
員会の委員	委員		月額	118,000円
監査委員	常勤	の監査委	月額 <u>5</u>	65,000円を超え
	員		ない筆	節囲内において
			知事か	が定める額
	非常	議会の議	月額	92,000円

(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略

2 及び3 略

4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給 料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給す る場合においては100分の140、12月に支給する場合 においては100分の150を乗じて得た額に、6月1日 又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の 又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の 在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の │ 在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の 4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

別表第1(第2条、第4条関係)

区分			報酬又は給料の額	
知事			月額	1,446,000円
副知事			月額	1,020,000円
出納長			月額	790,000円
教育委員会	委員-	長	月額	204,000円
の委員	委員	(教育長	月額	167,000円
	であ	る者を除		
	<.)		
選挙管理委	委員-	長	月額	153,000円
員会の委員	委員		月額	122,000円
監査委員	常勤	の監査委	月額5	86,000円を超え
	員		ない筆	節囲内において
			知事が	が定める額
	非常	議会の議	月額	95,000円
•	•	-	•	•

	勤の	員のうち		
	監査	から選任		
	委員	された監		
		查委員		
		識見を有	月額	235,000円
		する者の		
		うちから		
		選任され		
		た監査委		
		員		
人事委員会	委員·	E	月額	197,000円
の委員	委員		月額	161,000円
労働委員会	会長		月額	197,000円
の委員	公益	委員	月額	161,000円
	使用	者委員及	月額	139,000円
	び労化	動者委員		
収用委員会	会長		月額	102,000円
の委員	委員		月額	83,000円
海区漁業調	会長		月額	52,000円
整委員会の	委員		月額	45,000円
委員				
内水面漁場	会長		月額	45,000円
管理委員会	委員		月額	41,000円
の委員				
公安委員会	委員長		月額	197,000円
の委員	委員		月額	161,000円
専門委員	門委員		1日につき 15,000	
		<u>円</u> 以内	3	
略	略			
鳥取県男女共同参画推進員		1日につき 19,000		
			<u>円</u>	
略				

	勤の	員のうち		
		から選任		
		された監		
		查委員		
		識見を有	月額	244,000円
		する者の		
		うちから		
		選任され		
		た監査委		
		員		
人事委員会	委員-	Ę	月額	204,000円
の委員	委員		月額	167,000円
労働委員会	会長		月額	204,000円
の委員	公益	委員	月額	167,000円
	使用	者委員及	月額	144,000円
	び労化	動者委員		
収用委員会	会長		月額	106,000円
の委員	委員		月額	86,000円
海区漁業調	会長		月額	54,000円
整委員会の	<u>——</u> —		月額	47,000円
委員				
内水面漁場	会長		月額	47,000円
管理委員会	委員		月額	42,000円
の委員				
公安委員会	委員長		月額	204,000円
の委員	委員		月額	167,000円
専門委員	•		1日につき 16,000	
		<u>円</u> 以内	<u> </u>	
略				
鳥取県男女共同参画推進員		1日につき 20,000		
		<u>円</u>		
略				

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(給与)	(給与)
第2条 略	第2条 略
2 教育長の給料の額は、月額76万2,000円を超えな	2 教育長の給料の額は、月額 <u>79万円</u> を超えない範囲

い範囲内において教育委員会が知事と協議して定め 内において教育委員会が知事と協議して定める。 る。

3 略

4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の145 4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の145 に相当する額に、6月に支給する場合においては 100分の139、12月に支給する場合においては100分 の148を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以 前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般 職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とす

に相当する額に、6月に支給する場合においては 100分の140、12月に支給する場合においては100分 の150を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以 前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般 職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とす

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行す る。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

2 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)第3条第5項及び第4条第2 項」を「鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条 第2項」に改める。

(鳥取県障害者自立支援法施行条例の一部改正)

3 鳥取県障害者自立支援法施行条例(平成18年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。 第4条中「特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)別表」を「鳥取県知事等の給与 及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)別表第1」に改める。